

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎963-1730（直）

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

ご存じですか 本人通知制度

本人通知制度とは

戸籍謄抄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合、事前登録をした人に対し、その交付の事実を通知することおよび不正取得の事実が明らかである場合に、事前登録の有無にかかわらず本人にその旨を通知する制度です。

■ 通知を希望する場合

第三者へ交付した旨の通知を希望する場合は、事前登録が必要です。手続きは問い合わせください。

■ 登録期間

登録期間は、登録日から3年経過した月の最終日までです。引き続き登録を希望する人は、再度登録申し込みが必要です。対象者には事前に期間終了をお知らせしています。

■ 問い合わせ先 役場住民課

☎963-1733（直）

なぜこの制度ができたのか

戸籍謄抄本や住民票の写しなどから家族構成や年齢、本籍地などの個人情報把握することができず。これらが悪用されれば重大な人権侵害につながる恐れがあります。平成23年に、司法書士らによる全国規模の戸籍謄本等不正取得事件が発覚しました。これまで全国で不正に取得された個人情報、結婚や就職の際の身元調査、高齢者世帯への詐欺、ストーカー行為な

どに悪用されています。悪質な不正取得による人権侵害の防止のため各自治体では本人通知制度の導入が進みま

した。本町では平成26年からこの制度を導入しています。籍、障がいの有無、家柄や出自などを理由に人を避け、排除する目的で行う行為です。プライバシーを侵害するだけでなく、個人の尊厳を否定するものであり、時には命を奪うこともあります。

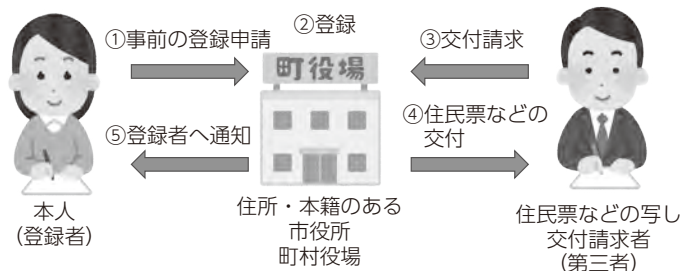
身元調査とは

身元調査とは、個人情報や調査会社などに依頼して調べたり、知人や近隣の人に聞くなど、本人の知らないところで調べることをいいます。これらの行為は本人の人柄や能力とは関係なく、性別や国

身元調査により、本来祝福されるべき結婚を周囲の人に反対されたり、本人の能力や適性とは関係ないことを理由に就職の可否を決定したりすることは、決して許されることではありません。

自分自身の人権に関わること

不正取得は個人情報不正に取得した人だけが問題ではありません。身元調査をする背景に、調査を行わせる社会全体の意識が残っています。私たち一人ひとりの意識が問われているのではないのでしょうか。自分自身や家族の人権を守るためにも、他人の人権を侵害しないためにも、身元調査をしない・させない・許さないことが重要です。



本人通知制度の流れ（イメージ図）